

各位

会社名 東邦建株式会社
代表者名 代表取締役社長 米澤元嗣
(JASDAQ・コード 1990)
問合せ先役職・氏名 取締役経営管理本部長兼総務部長
小野修三
電話番号 0283-24-5556

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成18年6月27日開催予定の第61回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役の員数を現状に即したものにすため現行定款第16条(取締役の員数)を変更するものであります。
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - 会社法第326条第2項の規定により、当会社に設置する機関を定めるため、第4条(機関)を新設するものであります。
 - 会社法第214条の規定により、株券を発行する旨を定めるため、第7条(株券の発行)を新設するものであります。
 - 会社法第189条第2項の規定により、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
 - 会社法施行規則第94条第1項及び第133条第3項、会社計算規則第161条第4項及び第162条第4項の規定により、株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示することで株主に対して提供したものとみなすことが認められたことに伴い、株主総会運営の合理化を目的として、第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
 - 会社法施行規則第63条第5項の規定により、株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするとともに株主への周知を図るため、代理人の員数を第18条(議決権の代理行使)に定めるものであります。
 - 会社法第370条の規定により、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第25条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。その他、会社法の施行に伴い不要となる条文を削除するとともに、会社法の規定にあわせ、必要な文言の変更を行うものであります。
- (3) その他、条文の新設、削除に伴い必要な条数の変更を行うとともに、一部字句の整理を行うものであります。

2. 定款変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号)	(商号)
<p>第1条 当社は、東邦建株式会社と称し、英文ではTOHOKEN SYSTEM ENGINEERING CORP.と表示する。</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p>
(事業目的)	(目的)
<p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各種電気通信設備工事、電気設備工事およびこれらの付帯設備工事の設計、建設、保守 2. 情報通信システムの設計、建設、保守 3. 土木、建築およびこれらの付帯設備の測量、設計、建設、保守 4. 上下水道、衛生設備、防災設備、管工事、造園の設計、建設、保守 5. 前各号に関連する機械機器類の販売、賃貸、製造、保守 6. 前各号に付帯関連する一切の業務 	<p>第2条 (現行どおり)</p>
(本店の所在地)	(本店の所在地)
<p>第3条 当社は、本店を栃木県佐野市に置く。</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p>
(新設)	<u>(機関)</u>
	<p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u>
(公告の方法)	(公告方法)
<p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行く。</p>
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
<p>第5条 当社の発行する株式の総数は、11,960,000株とする。<u>ただし、株式消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u></p>	<p>第6条 当社の発行可能株式総数は、11,960,000株とする。</p>
(新設)	<u>(株券の発行)</u>
	<p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p>2 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係わる株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の<u>株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)<u>および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)<u>は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)<u>、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>2 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が招集する。</p> <p>3 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>(議長)</p> <p>第12条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。</p> <p>2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合において株主または代理人は、<u>代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会の議事についてはその経過の要領および結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第16条 当会社の取締役は、<u>13名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第17条 <u>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、<u>その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2 株主または代理人は、<u>株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、<u>6名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(役付取締役)</p> <p><u>第19条</u> <u>取締役会は、その決議により取締役社長 1 名を選任し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第22条</u> <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>
<p>(代表取締役)</p> <p><u>第20条</u> <u>取締役社長は、会社を代表する。</u></p> <p>2 <u>取締役会の決議により、取締役社長のほか会社を代表すべき取締役を若干名定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役会の招集)</p> <p><u>第21条</u> <u>取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第22条</u> <u>取締役会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第23条</u> <u>取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(取締役会の決議)</p> <p><u>第23条</u> <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第24条</u> <u>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議)</p> <p><u>第23条</u> <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第25条</u> <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会規程)</p> <p><u>第24条</u> <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>	<p>(取締役会規程)</p> <p><u>第26条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の報酬) 第25条 <u>取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第26条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任方法) 第27条 <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> (新設)</p> <p>(監査役の任期) 第28条 <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第29条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集) 第30条 <u>監査役会の招集は、各監査役に対し会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議) 第31条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(監査役会規程) 第32条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(報酬等) 第27条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第28条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第29条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第32条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(監査役会規程) 第33条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の報酬)</p> <p>第33条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第34条 当社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第35条 当社の利益配当金は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払う。</p> <p style="padding-left: 2em;">(新設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第36条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下「中間配当」という。)をすることができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第37条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 未払の利益配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第35条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第37条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p style="padding-left: 2em;">(削除)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月27日
定款変更の効力発生日 平成18年6月27日

以 上